

## 非賃金労働者の疾病保険 ——その後の経緯

すでに紹介したように、従来フランスにおいては法定制度の適用対象から除外されていた非賃金労働者の疾病保険制度は、1966年7月に法律が成立したが、具体的な実施の方法について当事者間の意見調整が難行し、容易に発足の見通しが見つからないまま2年余を経過した末、1969年1月1日より拠金徴収、4月1日より給付開始という実施時期が定められた(本誌No.3参照)。ところが実施時期を迎えた今年にはいってから、商店経営者や職人を中心にこの法定制度に対する激しい不満の声が起こり、3月5日と4月16日の2回にわたり全国的な規模で抗議のための一斉休業が行

(フランス)



なわれるに至った。この前後にも各地で一時的に交通を途絶させるほどの激しいデモが繰り返された。伝統的に集団活動にはなじまない個人主義者の群れと見られていたこれらの階層が、このような行動をとったことは、かなり世論の注目をひいたようである。ル・モンド紙の次のような評言はこの点をよく示している。「商人と職人たちは、5月事件からほとんど一年後に抗議のことばと方法を見出した。これら《中産階級》の代表者たちの動機は、学生や労働者たちのそれときわめて異なっているとはいえ、無限の満足されない要求から生まれる深い不満感が、伝統的に秩序

の友であるこれら個人主義者たちに集団行動の必要性和効力を認めさせるに至ったことは注目される」。商人や職人をストへ駆りたてた動機はもちろん、疾病保険制度の問題だけではない。中小企業連合会等の各職業団体を糾合して結成された自営業者臨時行動委員会がある4月14日、16日のストを前に発表した要求項目を見ると、補足税の即刻廃止、税制上の企業主給与の承認、税率引下げと控除による付価値税の簡素化等の、主として税制上の諸要求の後に、強制疾病保険制度の改革という項目が掲げられている。しかし疾病保険制度に対する彼らの不満も相当根強いものがあり、それが彼らのデモやストの一つの動機となったのは事実である。それはル・モンド紙がさる2月26日付の紙上に「商人・職人の疾病保険制度の負担金は一般制度より重くはない」と題する記事を掲載したのに対し、たちまち数多くの投書が寄せられ、この記事内容に抗議していることからもうかがわれる。次にこれらの投書の2、3の例をあげ、彼らがどのような点で法定疾病保険制度に対して不満を抱いているかを示してみよう。

「P氏：私はこれまで私的保険に年額 760 フランの保険料を支払い、これに対して社会保険に準じた料金による薬剤費と外科治療費の償還を受けていた。ところがこんどは、年 1,300 フランもの拠金の支払いを義務づけられ、給付の方はきわめて少数の場合に限られほとんどゼロに等しい。このような条件で、どうしてわれわれが喜んで新法の恩恵に浴することができようか。」

「L氏：私個人としてはいままで、政府に対して直接的にも間接的にも疾病保険制度の創設を要求したことは一度もありません。きわめて限定された保障に対し、きわめて高い拠金の支払いを求められることに対し、われわれは憤激しています。」

「I夫人：実際上はゼロに等しい保障に対し、1,300 フランもの連帯拠金を私は徹底的に拒絶します。このような少数の人口層の中の連帯は考えられません。」

「M夫人：私の主人がさる 3 月 31 日、3 回目の退職年金を受け取った時、その額はいつもの 600 フランではなく 450 フランでした。そして私は、簡単な通知だけで疾病保険共済

(フラン) 年 収	5,000 以下	5,001 } 7,000	7,001 } 9,000	9,001 } 11,000	11,001 } 13,000	13,001 } 15,000	15,001 } 20,000	20,001 } 30,000	30,000 以上
(フラン) 拠 金	400	450	600	760	880	1,000	1,130	1,250	1,300

組合が自動的にこんな少額の年金から 150 フランもさっぴいたことを知りました。これはスキャンダルです。」

以上のような投書に示された不満を要約すると次のようになる。(1) 法定制度の拠金が、彼らがこれまで加入していた私的保険の保険料と比べて割高であること。(2) 給付が長期疾病等の大事故だけに限定されていること。(3) 法定制度の創設に際し当事者各自の意見が十分聞き入れられていないこと。(4) 退職者の拠金が退職金からの天引きという形でなされること。

このような不満の表明に対し、ル・モンド紙の解説者は客観的な根拠に欠けるとしてかなり批判的なコメントを加えている。それによると、まず第 1 点の拠金にかんしては、商人や職人が、新制度は相互の連帯を前提とした社会保険制度であることを忘れていた点が指摘される。彼らはしばしば拠金の額のみに着目して従来の私的保険に執着しているが、

重病人や経済力の弱い退職者や多くの家族は私的保険には加入できないことを忘れていた。法定制度はこれらの人々をも対象とする代わりに、その拠金は私的保険のように給付に比例して定められるのではなく、上表のように被保険者の所得に応じて課せられる。

したがって所得が高ければ高いほど拠金が高いのは当然であり、この仕組みによって最も豊かな商人と職人は貧乏な同業者を援助することになる。このような連帯性はどの社会保険においても行なわれている原則であり、これを拒否するのは正しくない。しかもこの拠金算定の基礎となった所得は、彼らの 1965 年度の推計所得であり、公的な統計によれば彼らの所得はそれ以後年々 12% ずつ上昇しており、したがって現在の所得はこれより 38% も高くなっている。その上、彼らが不満とする拠金をもっと細かに再検討し、これを従来彼らが加入していた私的保険の保険料や、一般制度において賃金労働者などが負担してい

る拠金と比較すると、彼らの負担は決して高いとはいえない。次の表は年収や家族構成が同一の場合に、法定制度、私的保険、一般制度のおおのの拠金負担料がどうなるかを比較した表である。

年 収	法定制度により非賃金労働者が支払う拠金			私的保険等の保険料		賃金労働者の拠金 (企業主負担を含む)
	最低保障に対して	部分的保障に対して	全保障に対して	部分的保障	全保障	
9,000フラン (夫婦, 子なし)	600	1,260	1,580	1,348	1,300	1,350
16,320フラン (夫婦, 子なし)	1,130	1,790	2,110	1,796	1,300	2,448
30,000フラン (夫婦, 2児)	1,300	2,440	2,630	1,796	1,700	2,888

上記の表で明らかなように、非賃金労働者の拠金は、賃金労働者の拠金と企業主負担分を合算する限りでは、一般制度の拠金より低い。従来の私的保険の保険料と比較すると、所得の高い層ではたしかに負担が高くなる。

しかし、これは前に述べたように新制度が連帯を前提とするものである以上、当然のことである。また彼らが投書で示している従来の保険料は、民間の保険会社や共済組合が新制度実施後も加入者をひき止めておこうとして暫定的にかかげた料金であり、それ以後実際には10%ないし20%上昇している。

第2の給付が大きな事故だけに限定されている点については、補足的拠出によって小事故の補償も可能であり、また児童や老人についてはこれが認められていることが指摘される。この点については全国金庫理事会も認めているように、新制度が無事発足し、発展していけば、給付を限定することなく一般制度なみに疾病事故全般に及ぼす可能性はいくらでもあるわけである。しかしそのためにはまず制度を軌道に乗せることが第一である。

第3点の当事者の意見が尊重されていないという点にかんしては、商人や職人たちはこの法案が代表的と見なされる彼らの職業団体との折衝によって準備され、議会で満場一致で可決されたことを忘れていない。また数多くの施行令も自営業者代表の意見を聴取した後

に公布されたことも忘れていない。とはいえ政府は職業団体の指導者たちとのみ折衝を重ねた結果、これら指導者たちの意見は彼らのきわめて限られた一側面であることを忘れ、まことに個人主義的で連帯の原則には敵意を抱く商人や職人大衆の意向を無視する結果になったといえる。

第4の退職年金からの拠金徴収については、たしかにこの方式はいかにも官僚的な冷酷さを思わせるとはいえ、これら退職者たちの多くは、この退職年金だけがその収入源ではなく、他に少なからぬ収入源があることが指摘される。事実、退職年金からの拠出率は、動産、不動産によるその他の収入も考慮した当事者各自の総所得にもとづいて算定されたものである。

このように自営業者たちの主張にはかなり根拠に欠ける所があるとはいえ、4月末の国民投票を目前にした政府は何らかの譲歩策を示さざるを得ない立場に追い込まれた結果、さる3月19日と4月16日に次のような方針を発表した。(1) 国民連帯基金による老齢手当の受給資格のある退職者の拠金については、

国庫負担とする。対象者は約16万、負担額は一人当たり200フランである。(2) 給付の対象となる事故の範囲を拡大し、長期疾病の枠を定められた21の症例に限定しないことにする。(3) 退職金からの拠金徴収については改正ないし廃止を検討する。(4) 拠金負担の配分方式は、金庫理事会の改選後再検討する。

このような政府の方針が発表された後、非賃金労働者疾病保険全国金庫事務局は5月初めになって、当初3月10日と定められていたにも拘らずたびたび引き延ばされていた拠金支払い期限を最終的に5月25日と定めた。この日までに現役の非賃金労働者は6カ月、退職者は4カ月半分の拠金を支払わねばならない。この支払いを済ませた者に限り、4月1日にさかのぼって給付を受けることができる。期限後に支払いをしたものについては、支払い日以降について給付が行なわれる。

現在までにすでに拠金の80%が支払われている。激しかった反対運動を考え合わせるとこの支払い率の高さは意外である。それはともかく、こうして非賃金労働者の法定疾病保険制度は、法律の成立後ほぼ3年後にようや

く実施されるに至ったといえる。

*Le monde*, 26 Février, 16 Avril, 10 Mai 1969

ほか

(平山 卓 国立国会図書館)

## 被扶助要件にかんする 最高裁の判決と展望

(アメリカ)



最近のアメリカの社会保障費の爆発的急上昇、なかんづく被扶助人口の増大にもとづく公的扶助費の急上昇が、連邦・州および地方政府の社会保障行政の財政的破綻を招いていることは周知の事実である。

そこで州によっては、被扶助人口の増大をおさえるため、被扶助資格の要件として、1年間(最低限度)の在留期間を経た者でなければならない旨を関係州法に規定したのである。この方法によって被扶助人口の増大は、実際にある程度おさえられてきたが、申請者側からみれば、これはまさしく不満の対象となる規定であった。(本誌創刊号参照)

そしてここ1~2年の間に各地において、この資格要件を不服とする申立てが裁判所にもち込まれ、当該裁判所はほとんどこれを、憲法の移転の自由、平等の保護をうける権利等の規定に違反するものであるとの判決を下しており、これに対する連邦最高裁判所の最終判決がまたれていたのであった。それがこのほど連邦最高裁判所の違憲判決が下されるに及んで、関係各州の影響は大きく、今後の社会保障行政の行方がいっそう案じられている。

<判決の影響>

さる4月21日、連邦最高裁判所は、公的扶